

---

## 1. 基本構想策定の背景と目的

### (1) 基本構想策定の背景

わが国では、ここ数年以内に世界の主要国に先駆けて総人口が減少する過程へ移行し、それとあわせて世界に類を見ない急速なペースで高齢化が進み、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となります。こうした中、高齢者や身体障害者の日常生活に配慮した福祉のまちづくりの推進が重要な社会的課題となっています。

国においては、平成6年9月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を施行し、平成12年11月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を施行するなど、福祉のまちづくりに本格的に取り組み始めている状況にあります。

### (2) 基本構想策定の目的

前述のような社会情勢の中で、本市においても各計画の中でバリアフリー化に関して様々な位置づけが行われており、総合的なバリアフリー化の推進が求められています。

このようなことから、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき選定された徳島市内の一定規模の旅客施設及び旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）において、バリアフリー化の方針、実施する事業を内容とする「移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（交通バリアフリー基本構想）」を策定することを目的とします。

### (3) 上位関連計画の整理と基本構想の位置づけ

徳島市交通バリアフリー基本構想では、上位関連計画との整合を図りながら徳島市の特色を考慮し、徳島駅周辺におけるバリアフリー化の推進をめざします。

